

中央卸売市場（南港市場除く）発注の業務委託契約案件における随意契約（特名随意契約）の結果について（少額随意契約を除く）

| No. | 案 件 名 称                                        | 委託種目                     | 契約の相手方                     | 契約金額<br>(税込) | 契約日      | 根拠法令                                                 | <a href="#">随意契約理由<br/>(随意契約理由番号)</a> | WTO |
|-----|------------------------------------------------|--------------------------|----------------------------|--------------|----------|------------------------------------------------------|---------------------------------------|-----|
| 1   | 令和4年度 大阪市<br>中央卸売市場施設管<br>理システム保守業務<br>委託      | 10-01:<br>情報処理           | 富士通Japan<br>株式会社           | 6,980,050    | 令和4年4月1日 | 地方自治法施<br>行令第167条の<br>2第1項第2号                        | G3                                    | -   |
| 2   | 令和4年度 大阪市<br>中央卸売市場業務シ<br>ステム仮想統合基盤<br>保守業務委託  | 10-01:<br>情報処理           | 富士通Japan<br>株式会社           | 5,995,000    | 令和4年4月1日 | 地方自治法施<br>行令第167条の<br>2第1項第2号                        | G3                                    | -   |
| 3   | 令和4年度 大阪市<br>準公営企業財務会計<br>システム保守業務委<br>託       | 10-01:<br>情報処理           | 株式会社エヌ・<br>ティ・ティ・データ関<br>西 | 3,515,091    | 令和4年4月1日 | 地方自治法施<br>行令第167条の<br>2第1項第2号                        | G3                                    | -   |
| 4   | 大阪市中心卸売市場<br>業務システム仮想統<br>合基盤機種更新業務<br>委託      | 10-01:<br>情報処理           | 富士通Japan<br>株式会社           | 19,956,750   | 令和4年4月1日 | 地方自治法施<br>行令第167条の<br>2第1項第2号                        | G3                                    | -   |
| 5   | 令和4年度大阪市中央<br>卸売市場情報システム<br>保守・運用業務委託          | 10-01:<br>情報処理           | 日本電気(株)<br>関西支社            | 31,255,400   | 令和4年4月1日 | 地方公共団体の物品等<br>又は特定役務の調達手<br>続の特例を定める政令<br>第11条第1項第2号 | W2                                    | 適用  |
| 6   | 大阪市中心卸売市場情報<br>システム移行確認及びWE<br>Bサーバ機種更新業務委託    | 10-01:<br>情報処理           | 日本電気(株)<br>関西支社            | 17,930,000   | 令和4年4月1日 | 地方自治法施行<br>令第167条の2第<br>1項第2号                        | G3                                    | -   |
| 7   | 令和4年度大阪市中央卸売<br>市場本場エレベーター・エスカ<br>レーター設備保守業務委託 | 01-02: 機械<br>設備等保守<br>点検 | フジテック(株)                   | 9,009,000    | 令和4年4月1日 | 地方自治法施<br>行令第167条の<br>2第1項第2号                        | G3                                    | -   |
| 8   | 令和4年度大阪市中<br>央卸売市場本場市場<br>使用料等収納委託             | 13-26: その<br>他           | 大阪市水産物<br>卸協同組合            | 6,150,000    | 令和4年4月1日 | 地方自治法施<br>行令第167条の<br>2第1項第2号                        | G3                                    | -   |

中央卸売市場（南港市場除く）発注の業務委託契約案件における随意契約（特名随意契約）の結果について（少額随意契約を除く）

| No. | 案 件 名 称                                         | 委託種目            | 契約の相手方            | 契約金額<br>(税込) | 契約日      | 根拠法令                  | <a href="#">随意契約理由<br/>(随意契約理由番号)</a> | WTO |
|-----|-------------------------------------------------|-----------------|-------------------|--------------|----------|-----------------------|---------------------------------------|-----|
| 9   | 令和4年度大阪市中央卸売市場本場市場使用料等収納委託                      | 13-26:その他       | 大阪本場青果卸売協同組合      | 7,130,000    | 令和4年4月1日 | 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 | G3                                    | -   |
| 10  | 令和4年度大阪市中央卸売市場本場市場使用料等収納委託                      | 13-26:その他       | 大阪市中央卸売市場総合直売協同組合 | 1,790,000    | 令和4年4月1日 | 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 | G3                                    | -   |
| 11  | 令和4年度大阪市中央卸売市場東部市場仲卸売場棟・配送加工センター棟エレベーター設備保守業務委託 | 01-02:機械設備等保守点検 | 三菱電機ビルソリューションズ(株) | 8,085,000    | 令和4年4月1日 | 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 | G3                                    | -   |
| 12  | 令和4年度大阪市中央卸売市場東部市場青果卸売場棟・仲卸売場棟エレベーター設備保守業務委託    | 01-02:機械設備等保守点検 | 三精テクノロジーズ(株)      | 1,874,400    | 令和4年4月1日 | 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 | G3                                    | -   |
| 13  | 令和4年度大阪市中央卸売市場東部市場 市場使用料等収納委託                   | 13-26:その他       | 大阪市東部水産物卸協同組合     | 2,150,000    | 令和4年4月1日 | 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 | G3                                    | -   |
| 14  | 令和4年度大阪市中央卸売市場東部市場 市場使用料等収納委託                   | 13-26:その他       | 大阪東部市場青果卸売協同組合    | 1,450,000    | 令和4年4月1日 | 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 | G3                                    | -   |

## 随 意 契 約 理 由 書

## 1 案件名称：

令和４年度 大阪市中央卸売市場施設管理システム保守業務委託

## 2 契約の相手方：

富士通 Japan 株式会社

## 3 随意契約理由：

大阪市中央卸売市場施設管理システムは、本場・東部市場の施設使用情報をデータベース化し電算処理を行うことにより、市場内業者に対する使用料の計算、請求関係書類の作成等、毎月発生する膨大な事務処理など、本場・東部市場にかかる施設指定・使用許可、各種使用料調定等業務の効率化・迅速化を図るものである。このシステムの安定的な運用は、市場業務の円滑な遂行のために重要であり、十分なメンテナンスを行い、安定稼動および障害の未然防止・迅速な回復を行うことが求められている。そのため、本保守業務を行うにあたっては、システム化した業務内容、プログラム内容、データ構造等を設計し、従前の稼働を保証してきた業者に引続き委託することが必須である。

よって、本システムの開発業者でありプログラムの著作権を一部留保する富士通 Japan 株式会社に委託する。

## 4 根拠法令：

地方自治法施行令第１６７条の２第１項第２号

## 5 担当部局：

大阪市中央卸売市場 総務担当（電話番号 ０６－６４６９－７９１０）

## 随 意 契 約 理 由 書

## 1 案件名称：

令和4年度 大阪市中央卸売市場業務システム仮想統合基盤保守業務委託

## 2 契約の相手方：

富士通 Japan 株式会社

## 3 随意契約理由：

中央卸売市場業務システム仮想統合基盤は、建設局、港湾局、中央卸売市場の3局共同で導入する大阪市準公営企業財務会計システム及び中央卸売市場が保有する施設管理システム・市場情報システムの3つのシステムを稼働させるための仮想化技術を採用したシステム基盤である。このシステムの安定的な運用は業務の円滑な遂行のために重要であり、十分なメンテナンスを行い、安定稼働および障害の未然防止・迅速な回復を行うことが求められている。そのため、本保守業務を行うにあたっては、システムの設計及び構築を行い、従前の稼働を保証してきた業者に引続き委託することが必須である。

よって、本システムの構築業者であり、現在の保守業者である富士通 Japan 株式会社に委託する。

## 4 根拠法令：

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

## 5 担当部局：

大阪市中央卸売市場 総務担当（電話番号 06-6469-7910）

## 随 意 契 約 理 由 書

## 1 案件名称：

令和4年度 大阪市準公営企業会計システム保守業務委託

## 2 契約の相手方：

株式会社エヌ・ティ・ティ・データ関西

## 3 随意契約理由：

大阪市準公営企業会計システム（中央卸売市場事業会計システム）は、収入管理・支出管理・総勘定元帳管理・固定資産管理などの企業会計事務に対する使用料の計算、請求関係書類の作成等、毎月発生する膨大な事務処理の効率化・迅速化を図るものである。このシステムの安定的な運用は業務の円滑な遂行のために重要であり、十分なメンテナンスを行い、安定稼動および障害の未然防止・迅速な回復を行うことが求められている。そのため、本保守業務を行うにあたっては、システムの構築内容、プログラム内容、データ構造等を設計し、従前の稼働を保証してきた業者に引続き委託することが必須である。

よって、本システムの構築業者であり、現在の保守業者である株式会社エヌ・ティ・ティ・データ関西に委託する。

## 4 根拠法令：

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

## 5 担当部局：

大阪市中心卸売市場 総務担当（電話番号 06-6469-7910）

## 随 意 契 約 理 由 書

## 1 案件名称：

大阪市中央卸売市場業務システム仮想統合基盤機種更新業務委託

## 2 契約の相手方：

富士通 Japan 株式会社

## 3 随意契約理由：

中央卸売市場業務システム仮想統合基盤は、大阪市準公営企業財務会計システム及び中央卸売市場が保有する施設管理システム・市場情報システムの3つのシステムを稼働させるための仮想化技術を採用したシステム基盤である。

現行で稼働しているハードウェアの更新時期を迎えているため、機種更新を行うものであるが、この作業を行うには本システムを熟知している必要があり、機種更新に必要な技術やノウハウを有している業者へ委託することが必須である。

よって、本業務を行えるのは、本システムの構築業者であり、現在の保守業者である富士通 Japan 株式会社に委託する。

## 4 根拠法令：

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

## 5 担当部署：

大阪市中央卸売市場 総務担当（電話番号 06-6469-7910）

## 随 意 契 約 理 由 書

### 1 案件名称：

令和4年度大阪市中心卸売市場情報システム保守・運用業務委託

### 2 契約相手方：

日本電気株式会社

### 3 随意契約理由

- (1) 大阪市中心卸売市場情報システムは、本場・東部市場の各卸売業者と開設者間を通信ネットワークで結び、日々発生する膨大な取引情報をデータベース化し、演算処理を行うことにより、法令による取引結果の公表及び市民へ情報提供を迅速に行っているため、障害などによるシステム停止は市場業務への影響が大きい。従って、十分なメンテナンスを行うことでシステムの安定稼働を確保し、システム障害の未然防止及び迅速な回復を行う必要がある。さらに、日常運用業務においては、日々、卸売業者から送られるデータについて限られた時間でデータの受信確認から加工までを円滑に行い、定刻に情報提供を行う必要があり、障害発生時には障害情報を収集・整理し、処理データ内容や操作上の問い合わせなどのためのヘルプデスク対応も求められるため、オペレーターの常駐対応が必要である。また、障害監視の一環として、情報センターに設置されている3つのシステム及び市場内LANに係る機器類の監視について、日常の対応が必要である。そのため、本業務を行うにあたっては、システム化した業務内容、プログラム内容、データ構造、卸売会社とのデータ連携の仕組、ネットワーク等に精通していることが不可欠である。
- (2) 市場情報システムに関する障害発生時の障害原因の切り分けから迅速な対応及び速やかな復旧、障害未然防止策等、システムの安定稼働及び情報センターのセキュリティを確保するため、保守業務と運用業務を一括して本システムの開発・構築業者である日本電気株式会社に委託する。

### 4 根拠法令：

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第2号

### 5 担当部局：

大阪市中心卸売市場 企画担当(電話番号 06-6469-7935)

## 随 意 契 約 理 由 書

### 1 案件名称

大阪市中央卸売市場情報システム移行確認及びWEBサーバ機種更新  
業務委託

### 2 契約の相手方

日本電気株式会社

### 3 随意契約理由

大阪市中央卸売市場情報システムは、本場・東部市場の各卸売業者と開設者（本市）間を通信ネットワークで結び、オンラインにより収集した日々の市場取引データを加工し、市況情報としてインターネット等により情報発信するほか、取引指導監督等市場業務の効率化を図ることを目的とするものである。

市場情報システムでは、仮想化技術を採用したシステム基盤である仮想統合基盤上に公開系を除く業務システムを構築し、公開系として別途、WEBサーバを構築している。今年度の仮想統合基盤の機種更新に伴い、市場情報システムを新基盤へ移行し、動作確認を行う必要があるが、この作業を行うには、本システムを熟知している必要があり、移行確認に必要な技術やノウハウを有していることが必須である。また、WEBサーバの機種更新に伴い、新WEBサーバ上にWEBシステムを再構築し、同時に外部公開用WEBページの常時SSL化を実施することから、本システム、プログラム内容、データ構造、ネットワーク等を熟知していることが必須である。

よって、本業務を行えるのは本システムの構築業者であり、また現在の保守業者である日本電気株式会社に委託する。

### 4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

### 5 担当部局

大阪市中央卸売市場 企画担当（電話番号06-6469-7935）

## 随 意 契 約 理 由 書

### 1 案件名称

令和4年度大阪市中央卸売市場本場エレベーター・エスカレーター設備  
保守業務委託

### 2 契約の相手方

フジテック株式会社

### 3 随意契約理由

本保守委託は市場東棟、関連棟及び配送加工棟に設置しているエレベーター・エスカレーター設備の保守点検並びに緊急時の故障対応を行うものであるが、当該設備はすべてフジテック株式会社が設計・施工したものである。

したがって、当該設備の保守点検並びに緊急時の故障対応については、製造者独自の規格を熟知していると共に純正部品が必要で、ハード及びソフトについて製造業者の専門技術及び知識が不可欠であり、その技術情報は当該エレベーターの製造者であるフジテック株式会社のみが有している。

### 4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

### 5 担当部署

大阪市中央卸売市場本場設備担当（電話番号 06-6469-7966）

## 随 意 契 約 理 由 書

### 1 案件名称

令和4年度 大阪市中心卸売市場本場 市場使用料等収納委託

### 2 契約の相手方

大阪市水産物卸協同組合

### 3 随意契約理由

- 1 納入義務者は、各業者別に団体を組織し、その運営のために団体に事務局を設置し、職員を置いている。
- 2 各団体では、その事務局で組合費等の徴収を行っており、各団体が最も納入義務者の状況を把握し熟知していると考えられ、契約遂行能力が最も高く適切である。
- 3 したがって、本市が直接収納事務をおこなうよりも効率的である。
- 4 また、本契約と同内容で昭和45年から収納事務委託を実施しており現在まで契約内容を履行しており信頼できる。

### 4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

### 5 担当部署

大阪市中心卸売市場本場業務管理担当（電話番号 06-6469-7955）

## 随 意 契 約 理 由 書

### 1 案件名称

令和4年度 大阪市中心卸売市場本場 市場使用料等収納委託

### 2 契約の相手方

大阪本場青果卸売協同組合

### 3 随意契約理由

- 1 納入義務者は、各業者別に団体を組織し、その運営のために団体に事務局を設置し、職員を置いている。
- 2 各団体では、その事務局で組合費等の徴収を行っており、各団体が最も納入義務者の状況を把握し熟知していると考えられ、契約遂行能力が最も高く適切である。
- 3 したがって、本市が直接収納事務をおこなうよりも効率的である。
- 4 また、本契約と同内容で昭和45年から収納事務委託を実施しており現在まで契約内容を履行しており信頼できる。

### 4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

### 5 担当部署

大阪市中心卸売市場本場業務管理担当（電話番号 06-6469-7955）

## 随 意 契 約 理 由 書

1 案件名称

令和4年度 大阪市中心卸売市場本場 市場使用料等収納委託

2 契約の相手方

大阪市中心卸売市場総合直売協同組合

3 随意契約理由

- 1 納入義務者は、各業者別に団体を組織し、その運営のために団体に事務局を設置し、職員を置いている。
- 2 各団体では、その事務局で組合費等の徴収を行っており、各団体が最も納入義務者の状況を把握し熟知していると考えられ、契約遂行能力が最も高く適切である。
- 3 したがって、本市が直接収納事務をおこなうよりも効率的である。
- 4 また、本契約と同内容で昭和45年から収納事務委託を実施しており現在まで契約内容を履行しており信頼できる。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

大阪市中心卸売市場本場業務管理担当（電話番号 06-6469-7955）

## 随 意 契 約 理 由 書

### 1 案件名称

令和4年度大阪市中心卸売市場東部市場  
仲卸売場棟・配送加工センター棟エレベーター設備保守業務委託

### 2 契約の相手方

三菱電機ビルテクノサービス株式会社 関西支社

### 3 随意契約理由

本保守業務委託は仲卸売場棟・配送加工センター棟に設置しているエレベーター設備の維持管理を行うものである。

同設備を保守管理するに際し、常時安全に運転できるような状態にしておく必要がある。

また、点検整備にあたっては、構造及び制御方式が精密で複雑なため製造業者の純正部品が必要であり、同設備の保守管理については、製造から点検整備までを一括で行い、故障の際に迅速かつ確実に復旧し安全確保を行う必要がある。

当該エレベーターの製造業者である三菱電機株式会社は、昇降機保守等サービス業務全般及び改修・修理工事を同社の系列会社である三菱電機ビルテクノサービス株式会社に移管している。

よって、当該設備の構造を熟知し維持管理・安全性の確保と保守管理責任の一元化を図ることができる唯一の業者である上記業者と契約を締結する。

### 4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

### 5 担当部署

大阪市中央卸売市場東部市場設備担当（電話番号 06-6756-3956）

## 随 意 契 約 理 由 書

### 1 案件名称

令和4年度大阪市中央卸売市場東部市場

青果卸売場棟・仲卸売場棟エレベーター設備保守業務委託

### 2 契約の相手方

三精テクノロジーズ株式会社

### 3 随意契約理由

本保守業務委託は青果卸売場棟・仲卸売場棟に設置しているエレベーター設備の維持管理を行うものである。

同設備を保守管理するに際し、常時安全に運転できるような状態にしておく必要がある。

また、点検整備にあたっては、構造及び制御方式が精密で複雑なため製造業者の純正部品が必要であり、同設備の保守管理については、製造から点検整備までを一括で行い、故障の際に迅速かつ確実に復旧し安全確保を行う必要がある。

よって、当該設備の構造を熟知し維持管理・安全性の確保と保守管理責任の一元化を図ることができる唯一の業者である上記業者と契約を締結する。

### 4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

### 5 担当部署

大阪市中央卸売市場東部市場設備担当（電話番号 06-6756-3956）

## 随 意 契 約 理 由 書

### 1 案件名称

令和4年度大阪市中心卸売市場東部市場 市場使用料等収納委託

### 2 契約の相手方

大阪市東部水産物卸協同組合

### 3 随意契約理由

納入義務者は、各業種別に団体を組織し、その運営のために団体に事務局を設置し職員を置いている。

各団体では、その事務局で組合費等の徴収を行っており、各団体が最も納入義務者の状況を把握し熟知していると考えられ、契約遂行能力が最も高く適切である。

したがって、本市が直接収納事務を行うよりも効率的である。

また、本契約と同内容で昭和45年から収納委託を実施しており現在まで契約内容を履行しており信頼できる。

よって上記団体と契約締結する。

### 4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

### 5 担当部署

大阪市中心卸売市場東部市場 業務管理担当（電話番号 06-6756-3901）

## 随 意 契 約 理 由 書

### 1 案件名称

令和4年度大阪市中心卸売市場東部市場 市場使用料等収納委託

### 2 契約の相手方

大阪東部市場青果卸売協同組合

### 3 随意契約理由

納入義務者は、各業種別に団体を組織し、その運営のために団体に事務局を設置し職員を置いている。

各団体では、その事務局で組合費等の徴収を行っており、各団体が最も納入義務者の状況を把握し熟知していると考えられ、契約遂行能力が最も高く適切である。

したがって、本市が直接収納事務を行うよりも効率的である。

また、本契約と同内容で昭和45年から収納委託を実施しており現在まで契約内容を履行しており信頼できる。

よって上記団体と契約締結する。

### 4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

### 5 担当部署

大阪市中心卸売市場東部市場 業務管理担当（電話番号 06-6756-3901）